

(政策6) 協働・地域、歴史・文化、国際交流分野 市民がいきいきと活躍するまちを目指します

第2次袋井市総合計画「前期基本計画」 総括評価（H28～R2年度）

○取組

（取組1）市民と行政の協働によるまちづくり	
1 自治会（連合会）活動の維持・促進	4 パートナーシップによるまちづくり
2 市民活動の促進	5 地域コミュニティの充実・支援
3 交流・連携の機会の創出	6 活動拠点の整備・支援
（取組2）多様な文化の創造	
1 文化・芸術の推進	3 多文化共生の推進
2 郷土の歴史や文化財の保護・顕彰	4 国際化に向けた人材育成と環境の整備
（取組3）共生社会の確立	
1 男女共同参画社会の実現	4 虐待の予防及び早期対応
2 女性の活躍の推進	5 人権意識の向上と人権擁護
3 生活困窮家庭の生活支援	

○政策指標の達成度

[評価基準：達成 概ね達成 一部達成 未達成]

指標名	基準値 (H26)	H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R2)	評価
自治会加入率【↑】（％）	87.5 (H27)	87.2	86.4	85.9	85.3	84.5	90.0	
協働まちづくりセンターの登録団体数【↑】（団体）	46	58	54	53	51	43	70	
「男女共同参画社会づくり宣言」宣言事業所の数【↑】（事業所）	30	49	49	50	51	53	(新) 70 (旧) 50	

○各取組の達成度

[評価基準：達成 概ね達成 一部達成 未達成]

取組	取組評価					
	H28	H29	H30	R1	R2	総括評価
（取組1）市民と行政の協働によるまちづくり	一部改善	概ね順調	一部改善	-	一部達成	
（取組2）多様な文化の創造	一部改善	一部改善	一部改善	-	概ね達成	
（取組3）共生社会の確立	概ね順調	概ね順調	概ね順調	-	概ね達成	

○総括評価

[評価基準：達成 概ね達成 一部達成 未達成]

	概ね達成 （総括評価の理由） ○自治会加入率やコロナ禍の影響によりコミュニティセンターの利用率が低下していることなど、地域の担い手不足やコロナ禍における地域活動が課題として予想される。一方、男女共同参画や多文化共生など新たに取り組む体制は整備されていることから、「概ね達成」と評価する。
--	--

○総括（平成28年度～令和2年度実績）

※括弧書きの数字は取組の番号を示す。例）取組1⇒（1）

（1）市民と行政の協働によるまちづくりについては、公民館13館及び豊沢ふれあい会館をコミュニティセンターに移行するとともに、コミュニティセンター単位で設立されたまちづくり協議会の新たな活動の立ち上げを支援するため、特色ある地域づくり交付金「地域活動加速化支援分」として13のまちづくり協議会が実施した48の活動に対して支援を行った。また、SNSを主たる情報源とする年代の市民に地域との繋がりをもってもらうため、LINE公式アカウント（14コミュニティセンター）及び地域版ホームページによりコミュニティセンター利用者や様々な活動の中で関わりのある住民へ地域づくり情報のPRを行った。

（2）多様な文化の創造については、文化芸術を身近に感じる機会を提供するため、月見の里学遊館やメロープラザにおいて、様々な公演やワークショップを開催するとともに、市民が歴史を学ぶ機会を創出するため、文化財の保護や歴史資料の整理、各種講座・展示を行った。また、多文化共生のまちづくりを推進するため、「ふくろい多文化共生のまちづくり計画」を策定し、地域や団体、事業所等と連携・協働し、外国人市民への情報発信など安心・安全に暮らせる取組を充実させるとともに、地域等の抱える課題解決の支援に取り組んだ。さらに、国際交流員（CIR）を2人任用し、日本人市民と外国人市民との交流事業や幼稚園等への出前講座を実施し、市民レベルからのまちの国際化の推進に取り組んだ。

（3）共生社会の確立については、男女共同参画及び女性活躍の推進のため、講演会やセミナーの開催をはじめ、審議会への女性割合の向上に取り組んだ。市役所として、時間外勤務の縮減をはじめ、勤務時間の短縮や時差勤務の実施、在宅勤務（テレワーク）の試行などに取り組むとともに、男女共同参画社会づくり宣言事業所の募集や啓発を図った。また、生活困窮世帯に対しては自立に向けての相談・支援を行った。さらに、虐待の予防及び早期対応のため専門職を配置し、継続支援が必要なケースについては家庭児童相談室と連携した支援を実施した。

○今後の政策の展開について

※括弧書きの数字は取組の番号を示す。例）取組1⇒（1）

（1）市民と行政の協働によるまちづくりについては、核家族化の進行や自治会員の高齢化により、役員の担い手が不足し自治会運営が難しくなっている自治会があることから、担い手不足を解消するため、自治会未加入世帯などに対し、情報提供を積極的に行う。また、高齢者世帯、外国人市民などが、自治会に加入しやすい環境を整える。

（2）多様な文化の創造については、文化芸術活動が社会参加のきっかけとなり、まちづくり活動の担い手に発展していけるよう、活動する場や交流の場を提供していく。また、外国人市民の人口は増加傾向にあることから、引き続き、地域や団体、事業所等と連携し、支援体制の充実や市民と外国人の相互理解を深めていけるよう、多文化共生のまちづくりを推進する。さらに、手軽なコミュニケーション方法などを活用し、より多くの市民に気軽に英語や異文化と触れ合う機会を提供していく。

（3）共生社会の確立については、女性活躍の推進や働き方改革など、性別にとらわれず、個性、能力、多様性による活力ある社会が求められているため、固定的な性別の役割意識の解消をはじめ、政策・方針決定過程への更なる女性参画を進めていく。また、男性の育児休業取得や家事・育児・介護への参画をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進を行い、誰もが活躍できる環境づくりを推進していく。生活困窮世帯に対しては、早期に自立生活に戻れるよう支援策を実施していく。虐待の予防、早期対応については、母子保健、教育、医療、児童相談所、警察などの各機関や地域との連携強化を図る。人権意識の向上と人権擁護については、令和3年3月に策定した「第2次袋井市人権啓発推進計画」に基づいた人権に関する啓発活動を行う。

(政策6) 市民がいきいきと活躍するまちを目指します

(取組1) 市民と行政の協働によるまちづくり

第2次袋井市総合計画「前期基本計画」 総括評価（H28～R2年度）

○基本方針

1 自治会（連合会）活動の維持・促進

自治会（連合会）活動や活動拠点の整備を支援するとともに、子どもや若者などの地域活動の参加を促し、次代の担い手として育成を図るなど、自治会（連合会）活動の活性化を図ります。

2 市民活動の促進

NPOや市民活動団体等が行う市民活動を促進し、豊富な知識や経験を持つ団塊世代等の市民が広く参加できる機会を創出します。

3 交流・連携の機会の創出

NPOや市民活動団体、企業、地域等が互いに交流する機会を創出し、ネットワークの形成やそれぞれの特性を活かした団体間連携による活動を支援します。

4 パートナーシップによるまちづくり

市民や地域と行政が連携して地域の課題を考え取り組むなど、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

5 地域コミュニティの充実・支援

地域の人材や資源を活用するとともに、福祉、教育等のコミュニティビジネスに関する情報提供や仕組みづくりに取り組み、地域コミュニティの充実・支援を行います。

6 活動拠点の整備・支援

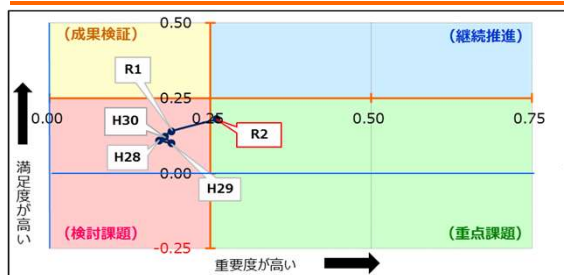
市民活動の拠点として協働まちづくりセンター「ふらっと」の運営を支援するとともに、地域づくりの拠点となる公民館のコミュニティセンター化を進めます。

○取組指標の達成度

〔評価基準：達成  概ね達成  一部達成  未達成  〕

指標名	基準値 (H26)	H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R2)	評価
自治会加入率〔↑〕（％） ※（兼）政策指標	87.5 (H27)	87.2	86.4	85.9	85.3	84.5	90.0	
地域主体による新たなまちづくり 事業（コミュニティ事業）に取り 組んだ数〔↑〕（事業）	0	3	5	20	18	10	24	
協働まちづくりセンターの登録団 体数〔↑〕（団体） ※（兼）政策指標	46	58	54	53	51	43	70	
NPO団体等が企業と連携し実施 した事業数〔↑〕（事業所）	0	3	8	11	7	1	10	
コミュニティセンターの利用者数 〔↑〕（人）	351,042	381,625	400,586	384,128	348,133	207,168	410,000	

○市民意識調査の結果



○総括評価

（評価基準）					
一部達成 					
達成  概ね達成  一部達成  未達成 					
区分	H28	H29	H30	R1	R2
重要度	0.17	0.19	0.18	0.19	0.26
満足度	0.11	0.10	0.12	0.14	0.18

○取組実現のための主な事業

※「後期基本計画」の新体系に基づいて実施

事業名	担当名	総事業費（千円）			今後、重点化する事業
		R2年度実績額	R3年度予算額（※）	今後の予算の方向性	

1 自治会（連合会）活動の維持・促進

自治会関係支援事業	協働まちづくり課	76,869	77,270	維持	
コミュニティセンター等管理運営事業 【再掲6-1-(2)(3)(4)(5)】	協働まちづくり課	132,393	258,859	拡大	

2 市民活動の促進

コミュニティセンター等管理運営事業 【再掲6-1-(1)(3)(4)(5)】	協働まちづくり課	132,393	258,859	拡大	
協働まちづくり推進事業	協働まちづくり課	844	1,691	維持	
市民活動普及事業 【再掲6-1-(3)】	協働まちづくり課	2,000	2,000	維持	

3 交流・連携の機会の創出

コミュニティセンター等管理運営事業 【再掲6-1-(1)(2)(4)(5)】	協働まちづくり課	132,393	258,859	拡大	
コミュニティ活動支援事業 【再掲6-1-(5)】	協働まちづくり課	3,800	2,500	維持	
市民活動普及事業 【再掲6-1-(2)】	協働まちづくり課	2,000	2,000	維持	

4 パートナーシップによるまちづくり

コミュニティセンター等管理運営事業 【再掲6-1-(1)(2)(3)(5)】	協働まちづくり課	132,393	258,859	拡大	
東海道どまん中袋井宿発信事業	協働まちづくり課	5,719	0	縮小	
ICTコミュニティ情報発信事業	協働まちづくり課	6,681	5,600	維持	
特色ある地域づくり推進事業	協働まちづくり課	6,744	9,000	拡大	

5 地域コミュニティの充実・支援

コミュニティセンター等管理運営事業 【再掲6-1-(1)(2)(3)(4)】	協働まちづくり課	132,393	258,859	拡大	
コミュニティ活動支援事業 【再掲6-1-(3)】	協働まちづくり課	3,800	2,500	維持	

6 活動拠点の整備・支援

コミュニティ施設整備支援事業	協働まちづくり課	4,008	6,811	維持	
コミュニティセンター施設管理事業	協働まちづくり課	20,295	12,295	拡大	
協働まちづくりセンター管理事業	協働まちづくり課	859	776	維持	
袋井西コミュニティセンター整備事業	協働まちづくり課	396,459	0	皆減	

(取組1) 市民と行政の協働によるまちづくり

○総括（平成28年度～令和2年度実績）※括弧書きの数字は基本方針の番号を示す。例）基本方針1⇒（1）

- （1）自治会（連合会）活動の維持・促進については、自治会及び自治会連合会の運営支援やコミュニティ推進を図るため、交付金の交付（支援）を行うとともに、活動拠点となる公会堂やコミュニティ広場等の施設整備などを支援した。
- （2）市民活動の促進については、多様化する地域課題に柔軟に対応するため、公民館13館及び豊沢ふれあい会館をコミュニティセンターに移行するとともに、コミュニティセンター単位でまちづくり協議会を設立した。また、特色ある地域づくりの取組を推進し、地域課題の解決を図った。
- （3）交流・連携の機会の創出については、地域づくりの情報の共有化や活動機運の醸成を図るため、まちづくり協議会交流会を開催し、まちづくり協議会の取組事例の発表や意見交換、地域づくりに関する講演会を行った。
- （4）パートナーシップによるまちづくりについては、平成28年に袋井宿が開設された400年目の記念として、市民と協働による“まちづくり・人づくり”に繋げるため、市民実行委員会が主体となり、「袋井宿開設四〇〇年記念祭」を開催した。
- （5）地域コミュニティの充実・支援については、SNSを主たる情報源とする年代の市民に地域との繋がりをもってもらうため、LINE公式アカウント（14コミュニティセンター）及び地域版ホームページによる情報伝達・情報発信を行った。また、LINE公式アカウントを全コミュニティセンターで運用しており、コミュニティセンター利用者や様々な活動の中で関わりのある住民へPRを行った。
- （6）活動拠点の整備・支援については、コミュニティセンターにおける新たな活動の立ち上げを支援するため、特色ある地域づくり交付金「地域活動加速化支援分」として13つのまちづくり協議会が実施した48の活動に対し支援を行った。また、特色ある地域づくり交付金の交付により、支援を継続して実施していく。

○今後の取り組みの展開方法について（後期基本計画の実現を見据えつつ、令和3～4年の取組を中心に記載）

- （1）自治会（連合会）活動の維持・促進については、核家族化の進行や自治会員の高齢化により、役員の担い手が不足し自治会運営が難しくなっている自治会があることから、担い手不足を解決するため、自治会未加入世帯などに対し、加入に向けた情報提供を行うとともに、高齢者世帯、外国人市民などが、自治会に加入（参加）しやすい環境を整える。
- （2）市民活動の促進については、人口減少社会の進展に伴い、人手不足や介護など、地域や社会の課題を解決するために、市民活動団体や企業等は、益々その役割が期待されていることから、市民活動の必要性を啓発し理解を促すとともに、活動に参加しやすい環境づくりを進める。また、市民活動の拠点・協働まちづくりセンター「ふらっと」において、市民活動の推進を図るとともに、市民活動に関する相談や活動団体情報の提供等、多様な活動主体と連携していく。
- （3）交流・連携の機会の創出については、まちづくり協議会に加え、市民活動団体や企業といった多様な団体が互いに連携を図り、情報交換を行い、地域における課題や諸問題について話し合う場づくりを進めていく。
- （4）パートナーシップによるまちづくりについては、自治会ははじめ、市民活動団体や企業といった多様な団体が互いに連携を図れるよう、専門家人材の派遣など、必要な支援を行っていく。
- （5）地域コミュニティの充実・支援については、地域や社会の課題解決のため、地域組織のみの活動だけではなく、市民活動団体や企業との連携やコミュニティビジネスの立ち上げなどを支援していく。
- （6）活動拠点の整備・支援については、コミュニティセンターの利用者数を増やすとともに、積極的な利活用につなげていくため、引き続き特色ある地域づくり活動への支援を行っていく。

(政策6) 市民がいいきと活躍するまちを目指します

(取組2) 多様な文化の創造

第2次袋井市総合計画「前期基本計画」 総括評価（H28～R2年度）

○基本方針

1 文化・芸術の推進

市民参加による文化活動の支援や芸術を身近に感じる機会を提供するとともに、文化・芸術で輝く市民の活躍を支援します。

2 郷土の歴史や文化財の保護・顕彰

郷土への誇りを育むために、文化財の保護・顕彰や古文書など歴史資料の整理と活用を推進するとともに、袋井市出身の偉人を顕彰し、広く市民に周知します。

3 多文化共生の推進

互いの文化の理解を深め、交流の機会を増やす取組を進めるとともに、地域社会において外国人住民との顔の見える関係を築きます。

4 国際化に向けた人材育成と環境の整備

国際社会で活躍できるグローバルな視点を持った市民の育成や国際化に対応した環境整備を推進するため、姉妹都市をはじめとする国際交流や国際理解教育等を推進します。

○取組実現のための主な事業 ※「後期基本計画」の新体系に基づいて実施

事業名	担当名	総事業費（千円）			今後、重点化する事業
		R2年度実績額	R3年度予算額(※)	今後の予算の方向性	

1 文化・芸術の推進

市民文化活動推進事業	生涯学習課	6,509	6,000	維持	
彫刻のあるまちづくり事業	生涯学習課	926	1,297	維持	
文化芸術を楽しむ機会創出事業	生涯学習課	0	2,356	拡大	○

2 郷土の歴史や文化財の保護・顕彰

郷土資料館運営事業	生涯学習課	1,165	969	拡大	○
歴史文化館運営事業	生涯学習課	1,290	1,184	維持	

3 多文化共生の推進

多文化共生推進事業	国際課	13,839	10,225	拡大	○
まちの国際化推進事業	国際課	4,019	1,800	維持	

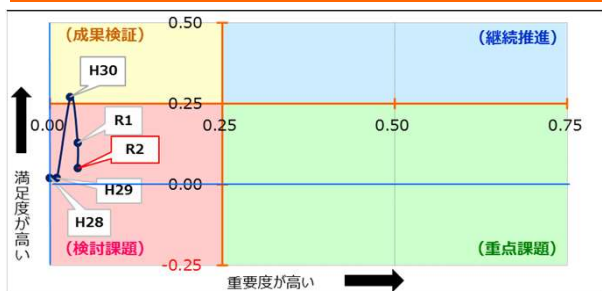
4 国際化に向けた人材育成と環境の整備

国際交流推進事業	国際課	3,614	4,229	維持	
ふくろい版ホームステイ事業	国際課	3,082	5,000	維持	

○取組指標の達成度 [評価基準：達成 概ね達成 一部達成 未達成]

指標名	基準値(H26)	H28	H29	H30	R1	R2	目標値(R2)	評価
歴史資料館（歴史文化館・郷土資料館・近藤記念館）の入館者数〔↑〕（人）	15,810	14,470	14,613	17,512	16,422	20,315	(新)17,800 (旧)17,000	
多文化共生を推進するための講座数〔↑〕（講座、窓口等設置数）（件）	7	7	8	9	12	10	10	

○市民意識調査の結果



○総括評価



概ね達成

(評価基準)

達成  概ね達成 

一部達成  未達成 

区分	H28	H29	H30	R1	R2
重要度	0.00	0.01	0.03	0.04	0.04
満足度	0.02	0.02	0.27	0.13	0.05

○総括（平成28年度～令和2年度実績）※括弧書きの数字は基本方針の番号を示す。例）基本方針1⇒（1）

- （1）文化・芸術の推進については、市民参加による文化活動や芸術を身近に感じる機会を提供するため、月見の里学遊館では、芸術性の高いものから誰でも楽しめるものまで、多様なコンサートやワークショップを行い、メロープラザでは、音楽や演劇など市民が気軽に鑑賞・体験できる催しを行った。
- （2）郷土の歴史や文化財の保護・顕彰については、市民が歴史を学ぶ機会、文化財に触れる機会を創出するため、歴史資料館で、市民の関心・人気が高いテーマの講座や展示の開催、各種団体と協働した特別展を開催した。
- （3）多文化共生の推進については、すべての市民が安心安全に暮らすことができる多文化共生のまちづくりのため、「ふくろい多文化共生のまちづくり計画」を策定するとともに袋井国際交流協会と連携し、支援の充実と地域や企業等との連携に取り組んだ。また、市役所北分庁舎を外国人相談窓口の充実及び日本語サロンのスペース拡大のため改修を行い、「袋井国際交流センター」を新設した。
- （4）国際化に向けた人材育成と環境の整備については、市民レベルからのまちの国際化を推進するため、国際交流員（CIR）を2人任用し、日本人市民と外国人市民との交流事業や幼稚園等への出前講座を実施した。また、「ふくろい版ホームステイ」をはじめ、様々な交流の場を創出し、気軽に英語や異文化と触れ合える機会を提供した。さらには、姉妹都市であるアメリカオレゴン州ヒルズボロ市とは、袋井市国際交流協会と連携し、相互の学生交流を行った。（H29ヒルズボロ市学生受入、H31袋井市学生派遣）

○今後の取り組みの展開方法について（後期基本計画の実現を見据えつつ、令和3～4年の取組を中心に記載）

- （1）文化・芸術の推進については、市民の文化・芸術に対する興味関心を高めるため、身近なところで幅広い文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、市民が主体的に活動できる環境を整備する。また、文化活動が社会参加のきっかけとなり、地域づくりやまちづくり活動の担い手に発展していけるよう、活動する場の提供に加え、様々な交流の場を提供していく。さらには、大学と連携した創作体験ワークショップを開催し、子ども達が文化・芸術に親しむ場を提供していく。
- （2）郷土の歴史や文化財の保護・顕彰については、袋井独特の伝統行事や文化の断絶が著しいことから、文化財の保存と活用の好循環を創り上げるため、貴重な文化財を保存するとともに、市内の文化財を効果的に活用する取組を進めていく。今後は、袋井市の歴史や文化に関心を抱いた人々をリピーターとするために、施設の所在地をわかりやすく伝えるとともに、一般的に関心の高い魅力的なテーマを発信し、広報するなどの取組を強化していく。
- （3）多文化共生の推進については、外国人の人口・比率とも増加しており、今後も増加する見込みとなっていることから、多様性を活かしたまちづくりのため、地域や企業、団体等と連携し、多文化共生の担い手づくりを推進するとともに、支援を必要としている外国人の支援体制を充実、日本人と外国人の相互理解、外国人市民の活躍の場づくりなどを推進する。
- （4）国際化に向けた人材育成と環境の整備については、メールやSNS等の発達により、国際交流が以前に比べ、非常に手軽に行われるようになっていくことから、市民レベルからのまちの国際化のため、外国人や外国文化と触れ合う機会のさらなる創出を図るとともに、手軽なコミュニケーション方法により、年代・性別等に関わらず、より多くの市民に気軽に英語や異文化と触れ合える機会を引き続き提供していく。

(政策6) 市民がいきいきと活躍するまちを目指します

(取組3) 共生社会の確立

第2次袋井市総合計画「前期基本計画」 総括評価（H28～R2年度）

○基本方針

1 男女共同参画社会の実現

地域や社会の制度・慣行の見直しを推進するとともに、市民一人ひとりの意識の醸成や地域、家庭、職場、教育の場における男女共同参画の意識高揚を図ります。

2 女性の活躍の推進

女性一人ひとりの多様な価値観を尊重し、地域、家庭、職場、教育の場などで活躍できる環境づくりを推進します。

3 生活困窮家庭の生活支援

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度を一体的に運用し、経済的な理由で生活が困窮している家庭に、自立に向けた生活・就労・教育支援に取り組みます。

4 虐待の予防及び早期対応

関係機関のネットワークを強化し、児童虐待や家庭内暴力等を予防するとともに、早期対応、再発防止を図り、安全・安心な生活を確保します。

5 人権意識の向上と人権擁護

人権教育などにより人権意識の啓発を行うとともに、相談体制の充実により様々な人権侵害への救済等に取り組みます。

○取組実現のための主な事業 ※「後期基本計画」の新体系に基づいて実施

事業名	担当名	総事業費（千円）			今後、重点化する事業
		R2年度実績額	R3年度予算額(※)	今後の予算の方向性	

1 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プラン推進事業 【再掲1-1-(4)、6-3-(2)】	協働まちづくり課	1,793	637	縮小	

2 女性の活躍の推進

男女共同参画プラン推進事業 【再掲1-1-(4)、6-3-(1)】	協働まちづくり課	1,793	637	縮小	
女性活躍推進事業	協働まちづくり課	1,350	0	縮小	

3 生活困窮家庭の生活支援

生活保護事業	しあわせ推進課	893,714	892,000	維持	
生活保護適正実施推進事業	しあわせ推進課	10	8	維持	
生活困窮者自立支援事業	しあわせ推進課	37,010	47,574	維持	

4 虐待の予防及び早期対応

家庭児童相談室運営事業 【再掲1-1-(5)】	しあわせ推進課	231	311	維持	
虐待予防事業 【再掲1-1-(6)、2-1-(5)】	健康づくり課	563	553	維持	

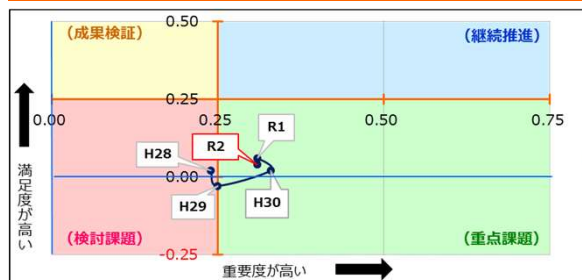
5 人権意識の向上と人権擁護

人権啓発運営事業	しあわせ推進課	1,879	1,420	維持	
人権同和問題啓発運営事業	しあわせ推進課	434	589	維持	
人権同和問題啓発維持管理事業	しあわせ推進課	989	1,015	維持	

○取組指標の達成度 [評価基準：達成 概ね達成 一部達成 未達成

指標名	基準値 (H26)	H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R2)	評価
「男女共同参画社会づくり宣言」 宣言事業所の数 [↑] (事業所) ※ (兼) 政策指標 (兼) 1 - 1 取組指標	30	49	49	50	51	53	(新)70 (旧)50	
市の審議会等の女性委員の割合 [↑] (%)	35.4 (H27)	36.7	37.2	35.3	36.3	36.9	40.0	
虐待予防教室の参加者数 [↑] (人/年)	56	62	136	155	130	88	120	
家庭児童相談室への実相談者数 [↑] (人/年)	146	199	295	301	385	408	(新)300 (旧)162	

○市民意識調査の結果



○総括評価

		(評価基準)				
		 達成	 概ね達成	 一部達成	 未達成	
区分		H28	H29	H30	R1	R2
重要度		0.24	0.25	0.33	0.31	0.31
満足度		0.02	-0.03	0.02	0.06	0.04

○総括（平成28年度～令和2年度実績）※括弧書きの数字は基本方針の番号を示す。例）基本方針1⇒（1）

- （1）男女共同参画社会の実現については、男女共同参画の理解を促進するため、講演会やセミナーの開催をはじめ、審議会等の女性割合の向上に取り組んだ。市役所として、時間外勤務の縮減をはじめ、勤務時間の短縮や時差勤務の実施、在宅勤務（テレワーク）などに取り組むとともに、男女共同参画社会づくり宣言事業所の募集や啓発を図った。また、市民、市民活動団体、事業者等と市（行政）が対等の立場で、互いの役割と責任を分担し、より一層の男女共同参画施策の推進を図るため、「第4次袋井市男女共同参画推進プラン」（R3～R7年度）を策定した。
- （2）女性の活躍の推進については、市役所では、女性職員の活躍を推進するための目標を設定し、H31年3月に「特定事業主行動計画」（H31～R3年度）を策定し、市役所が地域を先導する事業所として環境整備に取り組んだ。また、女性の職業生活における活躍を推進するために、女性活躍推進プランを含めた「第4次袋井市男女共同参画推進プラン」を策定した。
- （3）生活困窮家庭の生活支援については、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援事業による相談・支援を行った。また、失業により居所を失うおそれのある困窮者に対して住居確保給付金を給付し、住居の確保を行った。このほか、相談専門員を増員し、生活困窮相談者のニーズに応じた相談・支援を行うとともに、ケースワーカーを増員し、生活保護者へのきめ細かな支援を実施した。また、令和2年度においては、コロナ禍における生活困窮者への支援策として、光熱水費相当額を給付する「光熱水費給付事業」及び生活費相当額を貸付する「生活応援資金貸付事業」を実施した。
- （4）虐待の予防及び早期対応については、係に専門職を配置し、継続支援が必要なケースを家庭児童相談室に繋げた。また、要保護児童等としてケース管理している児童については、家庭や小学校、幼稚園等を定期的に訪問し様子の確認に努めた。令和2年度においては、コロナ禍の感染対策のため従来の個別訪問のほか、電話による相談及びパソコンやスマートフォンのオンラインによる相談体制を構築し、支援の継続に努めた。
- （5）人権意識の向上と人権擁護については、人権に関する知識習得の推進として、年1回「人権文化創造講演会」を開催したほか、学校教育の充実として、教職員を対象とした人権・同和研修会を開催した。また、人権を取り巻く社会情勢の変化、課題等を整理・検証し、国・県の動向を踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、R3年3月に「第2次袋井市人権啓発推進計画」（R3～R7年度）を策定した。

○今後の取り組みの展開方法について（後期基本計画の実現を見据えつつ、令和3～4年の取組を中心に記載）

- （1）男女共同参画社会の実現については、女性活躍の推進や働き方改革など、性別にとらわれず、個性、能力、多様性による活力ある社会が求められていることから、固定的な性別の役割意識の解消をはじめ、政策・方針決定過程への更なる女性参画を進めるため、審議会等の女性割合の更なる向上に取り組む。また、男性の育児休業取得や家事・育児・介護への参画促進をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様な性のあり方への理解の促進を進めていく。
- （2）女性の活躍の推進については、「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会等に多様な視点や創意工夫をもたらすことが期待されていることから、産業界とも連携し、長時間労働等の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、誰もが活躍できる環境の整備に取り組む。第4次男女共同参画推進プランでは、①ジェンダーにとらわれず、誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備、②職場と家庭における男性にとっての男女共同参画の推進（働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進）、③生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備の3つを重点項目に位置付けて取り組む。
- （3）生活困窮家庭の生活支援については、年齢や疾病による就労困難世帯、借金等の金銭管理世帯など従来からある生活困窮世帯に加え、未だ影響が残る新型コロナウイルスによる収入減少のため生活困窮に至る世帯が増加していることから、初期支援体制を充実させ包括的な相談支援体制を構築する。
- （4）虐待の予防及び早期対応については、年々児童虐待等に関する相談件数が増えてきていることから、庁内連携をはじめ、児童相談所や警察との連携を強化し、きめ細やかな相談体制を継続していくとともに、虐待対応ダイヤル（189（いちばやく））を周知するなど虐待に関する啓発活動を行っていく。
- （5）人権意識の向上と人権擁護については、犯罪被害者をめぐる人権問題、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認をめぐる人権問題に対する施策を盛り込み新たに策定した「第2次袋井市人権啓発推進計画」に基づき、人権に関する啓発活動等を行っていく。